

熊本市介護有償ボランティア
マッチングサービス利用料補助金
申請マニュアル

1 補助の概要

- ・ 名 称：熊本市介護有償ボランティアマッチングサービス利用料補助金
- ・ 目的・内容：介護分野における人材不足解消と生産性向上を図るため、身体介護を伴わない介護の周辺業務について、有償ボランティアとして介護未経験者等と介護サービス事業者等とのマッチングを支援するため、有償ボランティアのマッチングサービスに係るシステム利用料を補助する。
- ・ 補 助 率：利用料の 1/2
- ・ 補助上限額：75,000 円
- ・ 補助対象期間：令和 8 年（2026 年）10 月～令和 9 年（2027 年）2 月（5 か月間）
- ・ 補助対象者：熊本市内の介護サービス事業者及び障がいサービス事業者

2 補助金の交付対象（要綱第 2 条及び第 3 条）

- ・ 介護サービス事業者等の範囲（要綱第 2 条第 1 項第 3 号）
次のア～カの事業を行う者で、市内に事業所を有するものです。
 - ア 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく介護サービス事業者及び介護保険施設
 - イ 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に規定する養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム
 - ウ 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅（平成 13 年法律第 26 号）
 - エ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく障害福祉サービス事業者等
 - オ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく障害児通所支援事業者等
 - カ その他市長が適当と認める介護に関する事業を行う者
 - ・ 補助対象者（要綱第 3 条第 1 項各号）
次の各号のいずれにも該当する介護サービス事業者等です。
 - （1）市内に所在する事業所においてマッチングサービスを利用し、有償ボランティアの受入れを行う者であること。
 - （2）市税を滞納していないこと。
 - （3）熊本市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 94 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
 - （4）補助金の交付を受けようとする利用料について、国、県、市その他の団体から補助金、助成金その他これらに類するものの交付を受けていないこと。
- ※（2）及び（3）については、申請時に誓約いただくことで確認します。

3 補助対象事業（要綱第 4 条及び第 5 条）

令和 8 年（2026 年）10 月 1 日から令和 9 年（2027 年）2 月 28 日までの間に、マッチングサービスを活用して介護の周辺業務に従事する有償ボランティアを受け入れる取組です。

4 補助対象経費（要綱第5条）

補助対象はマッチングサービス利用料です。

ただし、次に掲げる経費を除きます。

- （1）有償ボランティアに対して支払う報酬又は謝礼
- （2）振込手数料その他のマッチングサービスの利用に付随する経費
- （3）消費税及び地方消費税相当額
- （4）国、県、市その他の団体から補助金、助成金その他これらに類するものの交付を受ける経費

5 補助金の額（要綱第6条）

- ・事業者が支払った経費のうち、補助金として交付できるのは、4. 補助対象経費（マッチングサービス利用料）の1/2の金額で（補助率1/2）、補助上限額は75,000円となります。
- ・補助額の例は、以下のとおりです。

月額利用料 （税抜き額）	利用月数	利用料 （期間合計額）	補助額
20,000円	5か月	100,000円	50,000円
30,000円	4か月	120,000円	60,000円
30,000円	5か月	150,000円	75,000円（上限額）

6 交付申請（要綱第7条）

- ・補助金交付を希望する事業者は、以下の必要書類を熊本市介護保険課へ提出してください。

- （1）補助金等交付申請書（様式第1号）
- （2）事業計画書（様式第2号）
- （3）収支予算書（様式第3号）
- （4）マッチングサービスの利用に係る契約書等の写し

※申請期限については、メール及び熊本市ホームページ等でお知らせします。

※交付申請に対してその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、市から補助金等交付決定通知書を交付します。

7 実績報告（要綱第10条）

- ・事業者は、事業完了後30日以内に以下の必要書類を熊本市介護保険課へ提出してください。

- （1）実績報告書（様式第6号）
- （2）利用料の支払の事実を証する書類（請求書及び領収書の写し等）
- （3）有償ボランティアの受入れの実績が確認できる書類
- （4）マッチングサービスの利用に係る契約書等の写し

※（1）～（4）のほかに、実績確認または交付確定に必要な書類の提出を求める場合があります。

8 補助金の確定・交付（要綱第11条及び第12条）

- ・実績報告に対してその内容を審査し、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、市から補助金交付確定通知書を交付します。
- ・市から補助金交付確定通知書を受領した場合、事業者は補助金交付請求書（様式第8号）を提出してください。請求書の提出後、補助金を交付（請求書で指定された口座への振り込み）します。

※要綱で定める各様式の記入例については、各様式のファイルの2ページ目以降をご参照ください。

Q & A

Q1 対象サービスはスケッターのみですか？

A1 要綱の定義を満たすマッチングサービスであれば対象となります。

Q2 有償ボランティアへの謝礼は、補助の対象ですか？

A2 対象外です。

Q3 いつまでに申請書提出が必要ですか？

A3 熊本市が定める申請期限までに提出してください。申請期限は、メール及び熊本市ホームページなどでお知らせします。

Q4 いつまでに実績報告が必要ですか？

A4 事業完了後 30 日以内です。

Q5 申請書提出後、事業内容に変更が生じた場合はどのような対応が必要ですか？

A5 補助金の交付の決定を受けた者（補助事業者）は、補助対象事業の内容の変更、中止、または廃止をしようとするときは、補助事業変更等承認申請書（様式第5号）を提出し、承認を受けてください。ただし、市長が軽微なものと認める変更については、補助事業変更等承認申請書の提出を求めない場合があります。

Q6 有償ボランティアを受け入れられなかった場合でも利用料は対象になりますか？

A6 補助の申請を行い、交付決定通知を受領したものの、結果として対象期間内に有償ボランティアを受け入れられなかった場合でも、マッチングサービスの利用料を負担している場合は、補助の対象となります。しかしながら、本補助の趣旨は、有償ボランティアの活用による介護職員の負担軽減や生産性の向上であるため、できる限り、有償ボランティアの受け入れに努めてください。

Q7 利用登録料や初期費用も対象になりますか？

A7 利用料とは、介護サービス事業者等がマッチングサービスの提供を受けるためにその提供を行う事業者を支払う料金（月額利用料、登録料その他名称のいかんを問わない。）と定めています（要綱第2条第1項第4号）。そのため、マッチングサービス利用のための費用名称が「利用登録料」や「初期費用」である場合も、補助の対象になります。

Q8 有償ボランティアではなく、スポットワークなどのマッチングサービスも対象になりますか？

A8 本補助は、介護未経験者が介護現場に関わる機会を創出し、将来的な介護人材の確保につなげることを目的としていることから、スポットワークよりも介護分野への興味・関心が高く、継続的な参画や介護人材への移行がより期待できる有償ボランティアを対象としています。そのため、スポットワークなどのマッチングサービスは補助対象外です。

Q9 障がいサービス事業者でも、申請書の提出先は介護保険課ですか？

A9 障がいサービス事業者が補助金申請を行う場合でも、その申請書は介護保険課へ提出してください。申請書受領後、介護保険課及び障がいサービス課がともに申請書等の審査を行います。